

函館市土地区画整理組合等に対する技術的援助に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者または組合に対する法第75条第1項に規定する技術的援助（以下「技術的援助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的援助の対象事業)

第2条 技術的援助の対象となる土地区画整理事業（以下「事業」という。）は、函館圏の都市計画に適合し、かつ、施行地区となるべき区域または施行地区の面積が5ヘクタール以上であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める事業については、技術的援助の対象とすることができる。

(技術的援助の範囲)

第3条 技術的援助は、市長が必要と認める範囲内において、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 組合の設立に関すること。
- (2) 組合の業務運営に関すること。
- (3) 補助金に係る事務に関すること。
- (4) 事業に係る技術に関すること。

(技術的援助の申請)

第4条 技術的援助を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。この場合において、技術的援助を受けようとする者が組合を設立しようとする者であるときは、代表者を定め、7人以上共同してこれを行わなければならない。

2 前項の規定による申請は、土地区画整理事業技術的援助申請書（別記第1号様式）に、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

<p>組合を設立しようとする者</p>	<p>(1) 技術的援助の申請について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者およびその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれ3分の2以上の者が同意する旨の同意書（別記第2号様式）および同意者調書（別記第3号様式）</p> <p>(2) 施行地区となるべき区域図（縮尺2500分の1以上のもの）</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>組 合</p>	<p>(1) 施行地区区域図（縮尺2500分の1以上のもの）</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p>

（技術的援助の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、技術的援助の決定を行うものとする。

（決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定により決定をしたときは、土地区画整理事業技術的援助決定通知書（別記第4号様式）により申請者（申請者が組合を設立しようとする者にあつては、その代表者）に通知するものとする。

附 則

この取扱規準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規準は、令和4年4月1日から施行する。

土地区画整理事業技術的援助申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 組合にあつては、
事務所の所在地
申請者 氏名 組合にあつては、
その名称および
代表者の氏名

組合を設立しようとする者にあつては、7人以上の者の住所、氏名

土地区画整理法第75条第1項の規定による技術的援助を次のとおり受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 事業の名称 | 土地区画整理事業 |
| 2 施行地区に含まれる地域の名称 | 函館市 |
| 3 施行地区の面積 | m ² |
| 4 施行目的 | のため |
| 5 技術的援助の申請内容 | |

同意書

年 月 日

様

住所

氏名

私が所有権（借地権）を有する下記土地を土地区画整理法第3条第2項の規定により設立する（仮称）函館市 土地区画整理組合の施行地区に編入し、事業を施行するため、同法第75条第1項の規定による技術的援助の申請を函館市長に対し行うことを同意します。

記

町名	地番	地目	地積 (㎡)	摘要

同意者調書

1 施行地区の面積

	m ²
--	----------------

2 組合員となるべき者の数

土地所有者	人
借地権者	人
合計	人

3 同意者の数

土地所有者	人	%
借地権者	人	%
合計	人	%

4 宅地の総地積

	m ² （借地権地積		m ² ）
--	-----------------------	--	------------------

5 同意者の所有地積

土地所有者地積	人	%
借地権者地積	人	%
合計	人	%

土地区画整理事業技術的援助決定通知書

函 都 整

年 月 日

様

函館市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のあった 土地区画
整理事業に係る土地区画整理法第75条第1項の規定による技術的
援助については、次のとおり技術的援助をすることに決定したので
通知します。

記